

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年4月14日

今治市監査委員 木原盛展

同 平田秀夫

監査対象機関	監査結果報告書の日付
産業部 交流振興局 文化振興課	令和5年2月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歳入現金を扱う施設に会計職員を配置していない施設があったので配置されたい。 2 内規上領収書を発行できない現金取扱員が分任出納印を使用し、領収書を発行していたので、適切に取り扱われたい。 3 観覧料免除の許可事務において、必要な決裁文書が整備されていないものが見受けられたので、適切に整備されたい。 4 会計年度任用職員の時間外手当相当額の計算に誤りが見受けられたので、適切に事務処理されたい。 5 職員の公用車使用による出張で、支給すべき旅費が支給されていないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。 	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 会計職員を配置した。今後は適正な事務を行う。
- 2 入館者から領収書を求められた場合、各館受付は分任出納員に報告し、分任出納員において発行するように取り扱う。
- 3 年度初めに観覧料免除のりん議を作成する。
- 4 令和2年度まで遡って、時間外勤務の実態を再確認し、手当相当額を調整した。今後は適正に処理するよう徹底する。
- 5 支給すべき旅費（雑費）の支給漏れがあった職員に対し支給した。今後は適正に処理するよう徹底する。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 教育政策局 教育大綱推進課	令和5年2月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産目的外使用許可手続きにおいて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。 2 納入通知書に、納入通知日及び納期限が記載されていなかったものが見受けられたため、記載するようにされたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内運動場使用料について、以下の点が見受けられた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 納期限内での納付ができていない団体が複数見受けられたため、期限までの納付を周知徹底するとともに、適切な期日を設定するようにされたい。 ② 定期的に施設の使用許可申請を行う団体に対して、申請時にそれ以前の使用料が納期限内に納付されないまま使用許可をしていたものがあつたため、適切に使用許可事務を行うようにされたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 許可書に教示文を入れるよう見直しを行った。 2 納入通知書への納入通知日及び納期限の記載について、複数人による処理確認を行うよう改めた。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <ol style="list-style-type: none"> ① 団体への期限内納付の周知徹底を図るとともに、適切な納期限となるよう期日を改めた。 ② 使用許可する前に未納の使用料がないかを確認し、未納の団体へ対し通知を行い、納付の有無を確認できるまでは使用許可を与えない対応をとるよう改めた。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 教育政策局 学校教育課	令和5年2月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 保険契約について、契約締結は市長の職務権限であるが、教育長が契約しているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 保険契約締結について、法律に基づき適正に事務処理をするよう改めました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課	令和5年2月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産目的外使用許可手続きにおいて、以下の点が見受けられた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 目的外使用料の算定が条例に沿って対応できていなかったものがあつたので、適切に対応されたい。 ② 許可条件が付されていないものがあつたので、適切な許可条件を設定し、相手方に通知するようにされたい。 ③ 許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていないので、許可条件に教示文を追加するようにされたい。 2 歳入事務について、以下の点が見受けられた。 <ol style="list-style-type: none"> ① 国庫支出金について、交付決定通知書を収受した日付で調定書を起票すべきところ、交付決定通知日で起票されていたので、出納室発出文書に基づき、適切に事務処理されたい。 ② 納入通知書の相手方が実際の納入者であるべきところ、分任出納員で発行されていたので、適切に事務処理されたい。 ③ 手書き納付書により収納した代金の調定起票日が、実際の収納日ではなく払込日となっていたので、出納室発出文書に沿って収納日で起票するよう、適切に事務処理されたい。 3 浄化槽維持管理業務委託において、点検報告書が点検の都度、提出されていないので、提出を求めるようにされたい。 4 見積合わせによる業務委託の契約事務において、事前伺いの段階ですで見積合わせが実施されているように見受けられた例があつたので、契約課発出文書に沿って適正に見積合わせを行うようにされたい。 5 地域教育課直営の事業において、当該地域教育課が管理する公民館を使用していたが、使用料減免の手続きが行われていなかったため、今後は適切に手続きをするようにされたい。 6 交付要綱に定める書類が全て揃っていないまま交付決定されていた補助金が見受けられたので、今後は適正に事務処理するようにされたい。 	

(意見)

- 1 公民館等の利用促進に向けて、地域の課題に向き合うプログラムの開発などを行い、地域特有の講座・事業を実施しているとのことであるが、利用促進の改善が見られない公民館等も見受けられるため、公民館等のさらなる利用促進に努められたい。

(措置の内容)

(指摘)

1

- ① 条例に沿った適正な手続きを行うよう改めた。
- ② 適切な許可条件を設定し、相手方に通知するように改めた。
- ③ 許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文を追加するよう改めた。

上記について、各地区公民館長に文書で周知し、個別にも指導した。また、特殊な事例に対応する場合は、中央公民館や生涯学習課に適宜相談するよう指示した。

2

- ①～③ 指摘事項のような誤った事務処理を行わないよう、会計事務の手引きに従い適正な事務処理を徹底する。

- 3 委託業者に必要書類を遺漏なく提出するよう指示し、手続きの適正化を図った。

- 4 指摘事項のような誤った事務処理を行わないよう、契約課発出文書に従い適正な事務処理を徹底する。

- 5 公民館の使用料減免について、地域教育課直営事業においても正規の手続きを行うよう改めた。

- 6 必要書類について、追加で書類を全て徴収した。今後は係内での確認者を増やし、適正な事務処理を徹底する。

(意見)

- 1 公民館の利用促進のため、愛媛県公民館連合会が普及している「公民館版 SDGs (公民館を更に発展させていくための16の目標と各目標を達成するための5つのチェックポイント)」を参考に、事業の見直しや意識啓発を行っていく。